服務管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 人事委員会事務局 | 疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である本庁各課及び出先機関の長は統括安全衛生管理者である総務部長に対し、大阪府職員安全衛生管理規程第38条に基づく病者の報告等を行わなければならず、人事委員会事務局職員は知事との協議により職員の例により措置することとされているが、報告がなされていないものがあった。

|  |  |
| --- | --- |
| 職員 | 休業期間 |
| Ａ | 令和７年２月12日から同年３月25日まで（42日間） |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府職員安全衛生管理規程】（病者の報告）第38条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者（休業者）報告書（様式第６号）に医師の診断書を添付し、部局安全衛生管理者(労働委員会事務局の安全衛生管理者にあつては、商工労働部の部局安全衛生管理者)を経由して、統括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。（他の任命権者との協議）第73条　知事は、他の任命権者から当該所属職員の労働安全衛生に関し要請があつた場合には、協議のうえ職員の例により措置することができる。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年７月２日）